【令和９年度版】雲南市放課後児童クラブ
入会申込みの手引き

１．放課後児童クラブとは

主として保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校就学児童を受入対象とします。保護者の就労支援等を目的としつつ、児童に対しては授業終了後や夏休みなどの長期休業期間中に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るために設置する施設です。
このため、放課後児童クラブに入会するためには、入会要件を満たす必要があります。

２．対象児童

以下の３点すべてを満たす児童です。

- 雲南市に住所を有していること
- 小学校に就学していること
- 保護者（父母いずれも）が各要件のいずれかに該当し、かつ放課後等において児童を養育することが困難な家庭（３ページ「８．入会要件／利用可能期間」をご覧ください。）

３．入会申込み受付日程（通年利用／長期休業期間限定利用共通）

募集区分	受付期間	結果通知（予定）
１次募集	令和８年１２月１日（火）～令和９年１月８日（金）	２月中旬 （１次決定分）
２次募集 ※１次決定後に残った入会可能枠で選考します。	令和９年１月１２日（火）～令和９年２月５日（金）	３月中旬 （２次決定分）
随時募集 ※入会可能枠がある場合のみ入会できます。	随時 ※利用希望日の２週間前までには提出してください。	随時

４．入会申込みの注意点

- **毎年度申込みが必要です。引き続き入会を希望する場合も、必ずお申し込みください**。
- 長期休業期間のみ希望する場合も、必ず１次募集期間にお申し込みください。利用直前での申込みは例年受け入れが困難な状況にあります。
- 年度途中で育児休業が終了し職場復帰することが分かっている場合は、入会希望月に関わらず１次募集に申し込んでください。
- １次募集期間を過ぎた申込みは、１次募集の選考後に残った入会可能枠で選考します。
- １次・２次の受付期間終了後や年度途中でも申込みはできます（随時募集）が、入会可能枠が埋まっている場合があります。

■　１次募集期間に限り、下記ページからオンラインでも申込み可能です。
【雲南市ホームページ　放課後児童クラブのページ】
https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kosodate/azukeru/2021-0729-gakudo.html

５．入会選考について

■　入会決定は、先着順ではなく７～８ページ「入会選考基準表」により点数を算出し、募集区分ごとに利用優先度の高い方を決定します。
■　入会可能枠を超える申込みがあった場合、１～３年生を優先し、４年生以上は入会をお断りする場合があります。また、１～３年生でも入会可能枠を超える申込みがあった場合や祖父母の養育が可能な場合は入会をお断りする場合があります。
■　必要に応じ、聞き取り等を行う場合があります。

６．利用方法

次の２つの利用方法があります。
■　通年利用・・・・・・・・・年間を通じて放課後児童クラブを利用することができます。
■　長期休業期間限定利用・・・小学校が長期休業となる期間に限定して利用することができます。
（※夏休みのみ、春休み４月のみなどの利用も可能です。）
※月額制の放課後児童クラブについては、通年利用と長期休業期間限定利用では月額利用料金が異なります。詳しくは９ページ「放課後児童クラブ一覧」をご覧ください。

７．申込みができる施設

基本的には児童が通う小学校区内の放課後児童クラブをご利用ください。
（市内の放課後児童クラブについては、９ページ「放課後児童クラブ一覧」のとおり）
ただし、特段の理由がある場合は、近隣小学校区内の放課後児童クラブを利用できる場合がありますので、こども政策課へご相談ください。

＜移送による対応を行う施設＞
下記の小学校へ通う児童は、小学校区内に放課後児童クラブがないため、平日は移送事業により近隣小学校区の放課後児童クラブをご利用いただきます。土曜日や長期休業期間は保護者による送迎をお願いします。

学校名	クラブ名	学校名	クラブ名
西日登小学校	寺領児童クラブ	吉田小学校	かけや児童クラブ
鍋山小学校※	三刀屋放課後児童クラブ	田井小学校	寺領児童クラブ
	かけや児童クラブ		

※鍋山小学校の通年利用希望の方は、三刀屋放課後児童クラブの利用をお願いします。

８．入会要件／利用可能期間

入会要件	利用可能期間（いずれも最長は年度末まで）
①就労 （月 48 時間以上）	就労期間中 ※就労中の妊娠・出産を含みます。育児休業開始日の月末まで利用できます。 ※**育児休業中は対象外です**。育児休業復帰日の属する月の初めから利用できます。
②妊娠・出産 ※就労中を除く	出産（予定）日を基準として産前８週（多胎妊娠の場合は 14 週）となる日から産後８週を経過する日の翌日の月末まで
③疾病・負傷・障がい	入院・通院期間終了日または療養期間終了日の月末まで
④親族の介護・看護	介護等の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	災害復旧が終わるまで
⑥求職活動	活動開始日（新規に開始する際は月の初日）から 90 日を経過する日の月末まで
⑦就学・職業訓練	卒業（修了）の日の月末まで
⑧児童虐待・ＤＶ	事由が解消されるまで
⑨市長が特に認める場合	市長が必要と認める期間

９．提出書類

（１）**入会許可申請書**（様式第１号）・・・・・・・児童１人につき１枚提出してください。

（２）**放課後児童クラブ入会申込補助調査票**・・・児童１人につき１枚提出してください。

（３）**入会要件を証明する書類**

- 入会要件に応じた下記の書類を提出してください。
- 兄弟姉妹で申し込む場合、２人目からはコピーでも差し支えありません。
- 兄弟姉妹が保育所等へ入所申込みをされる場合、同じ書類の重複提出は不要ですので、申込みの際にその旨お申し出ください。

入会要件	提出書類（★印は指定様式）	備考
①就労	★就労証明書 ※自営業・農業の場合は、別途そのことを証明する書類（確定申告書、営業許可書、出荷伝票の写し等）	・申込み時に就労「内定」の場合は、就労開始後、就労証明書を提出してください。 ・同居（予定含む）の 65 歳未満※の祖父母が就労している場合も提出してください。（※昭和 37 年４月２日以降に生まれた方）
年度途中で産前･産後休暇、育児休業から復帰する方	★就労証明書 ※出産後は育児休業期間および復職（予定）年月日が記載されたもの	育児休業から復帰する方は、復帰後、再度就労証明書の提出が必要です。 （復帰確認のため）
②妊娠・出産 ※就労中を除く	★保育を必要とする事由申立書 〇母子健康手帳の写し	母子健康手帳は、表紙および出産予定日の分かるページの写しが必要です。

入会要件	提出書類（★印は指定様式）	備考
③疾病・負傷・障がい	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書　または 〇各種障害者手帳の写し	・医師の意見書は、入院期間または療養期間が記載された医師の証明が必要です。 ・各種障害者手帳は等級が分かるように写しを取ってください。 ・介護保険被保険者証は要介護度や認定期間が分かるように写しを取ってください。
④親族の介護・看護	★保育を必要とする事由申立書 ★医師の意見書　および 〇各種障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し	
⑤災害復旧	★保育を必要とする事由申立書 〇り災証明書（自治体発行）	
⑥求職活動	★保育を必要とする事由申立書 〇ハローワーク受付票等求職活動を証する書類の写し	求職活動から就労に変更して継続して利用する場合は、要件変更の手続きをしてください。また、就労開始後に就労証明書を提出してください。
⑦就学・職業訓練	★保育を必要とする事由申立書 〇学生証の写しもしくは在学証明書　または 〇職業訓練を受講していることが分かる書類の写し	・就学する前に入会申込みする場合は、合格通知書の写しを提出し、就学後に学生証の写しまたは在学証明書を提出してください。 ・職業訓練受講の場合は、受講期間・受講時間が分かるものを併せて提出してください。
⑧児童虐待・ＤＶ	こども家庭支援課（雲南市役所２階 TEL：40-1067）へ相談してください。	
⑨市長が特に認める場合	こども政策課（TEL：40-1044）へ相談してください。	

※指定様式は雲南市ホームページから閲覧・ダウンロードできます。（２ページに参照先記載）

１０．開設時間・利用料金

施設によって開設時間や利用料金が異なりますので、詳しくは９ページ「放課後児童クラブ一覧」をご覧ください。

＜月額制の放課後児童クラブの利用料金についての注意事項＞

月額利用料金については、**利用の有無にかかわらず定額となります**。

ただし、通年利用については月途中の入退会に限り日割り計算をします。

長期休業期間限定利用については日割り計算はしません。

１１．放課後児童クラブからのお願い

＜傷害保険＞

入会決定後は、児童の万一の事故、ケガ等に備え、傷害保険に加入していただきます。この手続きがないと放課後児童クラブを利用できませんので、ご理解、ご協力をお願いします。保険料等、詳細については放課後児童クラブからご説明します。

＜入会要件に変更があった場合など＞

入会決定後、入会要件に変更があった場合や、放課後児童クラブを利用する必要がなくなった場合などは、「入会許可内容等変更届」または「退会届」の提出が必要になりますので、こども政策課または各総合センター市民福祉課・市民サポート課へご相談ください。

■ 退会手続き

- 入会要件がなくなった（離職して求職活動をしない、産後期間が終わる　など）
- 利用の必要がなくなった（留守番ができるようになった、勤務形態が変わって家で見ることができるようになった　など）

■ 変更手続き

- 通年利用から長期休業期間限定利用に変更したい、またはその逆
- 住所、氏名、勤務先が変わった　など
- 離職したので求職活動要件で利用したい、求職活動要件で利用していたが就労した　など

＜その他のお願い＞

■ 放課後児童クラブは労働等により児童を家庭で見ることができないため利用する施設です。**保護者の勤務がお休みの時は、極力ご家庭にて過ごしていただきますようお願いします**。

■ 開所時間内の利用を厳守していただき、**勤務等終了後は早めのお迎えをお願いします**。

■ 小学校から放課後児童クラブへ下校する場合を除き、施設への児童の送迎は保護者の責任において行ってください。

■ 児童が健全な生活習慣を身につけられるよう宿題の時間を設けるなどの工夫をしますが、学習の習熟度を高めることを目的としていません。各家庭において適切な支援をお願いします。

■ **利用料金の滞納がある場合、入会審査の保留や入会許可の取消、退会とさせていただくことがあります**。

■ 申込みにあたっては、児童本人やご家族と十分に相談された上で、必要性をご検討いただきますようお願いします。

１２．提出先および問い合わせ先

＜書類の提出先＞

クラブ名	電話番号	提出先
ちゃれんじクラブ	0854-43-6848	希望する放課後児童クラブ
学童クラブキリカ	0854-43-3129	
うしお児童クラブ	0854-43-3400	
西児童クラブ	0854-49-7255	雲南市役所こども政策課　または 各総合センター市民福祉課・市民サポート課 ※１次募集かつ前年度からの継続入会希望の方に限り、利用中の放課後児童クラブへの提出も可能。
させ児童クラブ	0854-43-5225	
加茂第１・第２児童クラブ	0854-49-7255	
きすき児童クラブ	0854-49-7255	
斐伊児童クラブ	0854-47-7720	
寺領児童クラブ	0854-49-7255	
三刀屋放課後児童クラブ	0854-45-5010	
かけや児童クラブ	0854-62-0189	

＜問い合わせ先＞

受付窓口	電話番号
雲南市役所こども政策課（２階）	0854-40-1044
大東総合センター市民福祉課	0854-43-8162
加茂総合センター市民福祉課	0854-49-8612
木次総合センター市民福祉課	0854-40-1083
三刀屋総合センター市民福祉課	0854-45-9501
吉田総合センター市民サポート課	0854-74-0215
掛合総合センター市民サポート課	0854-62-0300

※受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分（土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く）

＜入会選考基準表＞（令和９年度用）

【入会選考方法】

基準①について、父母のうちいずれか低い方を基準点として選択します。ひとり親については、得られた点数がそのまま基準点数になります。

基準①＋基準②による選考を行って、なお入会可能枠を超過する場合は、基準③、基準④の順番に加減算し、必要に応じて聞き取りを行い決定します。

基準①：児童の養育を必要とする事由

事由			基準点
居宅外就労（居宅外自営業含む）	週５日以上の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 40 時間以上）	30
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 30 時間以上）	27
		１日４時間以上の就労を常態とする（週 20 時間以上）	24
	週４日の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 32 時間以上）	27
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 24 時間以上）	24
		１日４時間以上の就労を常態とする（週 16 時間以上）	21
	週３日の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 24 時間以上）	24
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 18 時間以上）	21
		１日４時間以上の就労を常態とする（週 12 時間以上）	18
	週２日の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 16 時間以上）	18
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 12 時間以上）	15
居宅内就労（居宅内自営業含む）	週５日以上の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 40 時間以上）	27
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 30 時間以上）	24
		１日４時間以上の就労を常態とする（週 20 時間以上）	21
	週４日の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 32 時間以上）	24
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 24 時間以上）	21
		１日４時間以上の就労を常態とする（週 16 時間以上）	18
	週３日の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 24 時間以上）	21
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 18 時間以上）	18
		１日４時間以上の就労を常態とする（週 12 時間以上）	15
	週２日の就労	１日８時間以上の就労を常態とする（週 16 時間以上）	15
		１日６時間以上の就労を常態とする（週 12 時間以上）	12
妊娠・出産	母親が妊娠または出産後の場合で保育が必要な場合（産前８週（多胎児の場合 14 週）から産後８週まで）		30
保護者の疾病・負傷・障がい	入院	１か月以上を要する入院	30
	自宅内	常時病臥・保育不能	27
		保育困難（精神疾患、感染症、その他安静（おおむね日中４時間以上就床））	24
		保育やや困難	21
	障がい	身障手帳１・２級または療育手帳Ａまたは精神手帳１級	30
		身障手帳３級または療育手帳Ｂまたは精神手帳２級	27
		身障手帳４級以下または精神手帳３級	24
親族の介護・看護	同居親族	全部介護・看護	30
		一部介護・看護	21
		全部・一部介護等以外	15
	別居親族	全部介護・看護	21
		一部介護・看護	15
		全部・一部介護等以外	9

事由		基準点
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に携われない場合	30
求職活動	生計中心者	9
	その他	6
就学・職業訓練	就職・事業開始に必要な学校に就学または職業訓練等を受講している	27
	上記以外の学校等に通学	21
児童虐待・ＤＶ		30
その他　保護者が不在（離婚・離婚調停中・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など）		30

基準②：児童の状況

事由		加点
入会する児童が	小学校１年生	50
	小学校２年生	40
	小学校３年生	30
	小学校４年生	20
	小学校５年生	10
	小学校６年生	0

基準③：世帯の状況等

事由		加点
生活保護世帯（就労による自立支援につながると判断する場合のみ）		6
ひとり親世帯・単身赴任で	同居親族等協力者がいる	6
	同居親族等協力者がいない	9
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（就労している場合に限る）		3
虐待またはＤＶのおそれがある場合など、社会的保護が必要な場合		30
入会する児童が障がいを有している場合		6
発達支援の観点（本人または家庭の状況）から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合		6
産後休暇・育児休業満了による就労のため入会を希望している場合		3
【随時募集に限る】兄弟姉妹がすでに放課後児童クラブに入会している場合		3
同居の祖父母（65 歳未満）が	就労していない等、家庭で保育することが可能な場合	-9
	自営業･農業等の協力者である場合または内職に従事している場合	-6
保護者が自営業・農業等の協力者である場合または内職に従事している場合		-6

基準④：保護者の勤務終了時間

就労形態	勤務終了時間帯	加点		
		週５日勤務	週４日勤務	週３日勤務
居宅外就労 （居宅外自営業含む）	18：00～	10	9	8
	17：00～17：59	7	6	5
	16：00～16：59	4	3	2
	15：00～15：59	1	0	-1
	14：00～14：59	-2	-3	-4
居宅内就労 （居宅内自営業含む）	18：00～	8	7	6
	17：00～17：59	5	4	3
	16：00～16：59	2	1	0
	15：00～15：59	-1	-2	－3
	14：00～14：59	-4	－5	－6

令和９年度雲南市放課後児童クラブ一覧

町名	クラブ名	実施場所	連絡先	開設時間		延長時間	利用料金					
							区分	通年利用	長期休業期間限定利用		土曜日利用料金	延長利用料金
大東町	ちゃれんじクラブ	大東町田中58-1 大東小学校校庭内	0854-43-6848	平日	12:00 ～ 18:30	18:30 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途1回につき500円 ※土曜日は延長なし
				土曜日	7:30 ～ 18:00	延長なし			夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
				振替休業日 長期休業日	7:30 ～ 18:30	18:30 ～ 19:00			夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
	学童クラブキリカ	大東町下阿用684-7 あおぞら保育園学童棟	0854-43-3129	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:30	日額制	１日：500円（土曜・振替休業日利用） 半日：250円（平日放課後利用） ※月の利用実績により合算して徴収	１日：500円 ※半日料金設定なし ※月の利用実績により合算して徴収		土曜日以外と同様	別途1回につき200円 ※土曜日は延長なし
				土曜日	8:00 ～ 18:00	延長なし						
				振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:30						
	西児童クラブ	大東町仁和寺2435-11 西小学校校庭内	直通: 0854-43-2220 事務局: 0854-49-7255	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途10分につき100円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
	させ児童クラブ	大東町上佐世1375-1 佐世幼稚園内	0854-43-5225	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途30分につき300円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	7:30 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
	うしお児童クラブ	大東町南村275 旧ＪＡ雲南海潮支所跡	0854-43-3400	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	日額制	１日：500円（土曜・振替休業日利用） 半日：250円（平日放課後利用） ※月の利用実績により合算して徴収	通年利用と同様		土曜日以外と同様	別途1回につき200円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00							
加茂町	加茂第１・第２児童クラブ	加茂町加茂中1040-1 旧加茂交流センター	直通: 0854-47-7751 事務局: 0854-49-7255	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途10分につき100円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
木次町	きすき児童クラブ	木次町木次1012-1 木次青少年ホーム内	直通: 0854-42-1036 事務局: 0854-49-7255	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途10分につき100円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
	斐伊児童クラブ	木次町里方928-1 斐伊体育館裏	0854-42-5050	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途30分につき300円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	7:30 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
	寺領児童クラブ	木次町寺領526-3 日登交流センター内	直通: 0854-42-1188 事務局: 0854-49-7255	平日	14:00 ～ 18:00	18:00 ～ 19:00	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	別途10分につき100円
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
三刀屋町	三刀屋放課後児童クラブ	三刀屋町古城1-1 文化体育館アスパル隣	直通: 0854-45-5010 事務局: 0854-45-2544	平日	14:00 ～ 18:00	延長なし ※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり 300円／30分	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	－
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		
掛合町	かけや児童クラブ	掛合町掛合2151-1 掛合交流センター内	直通: 090-5697-0372 事務局: 0854-62-0189	平日	14:00 ～ 18:00	延長なし ※ファミリーサポートセンターと連携した延長サービスあり 300円／30分	月額制	5,000円	春休み4月 3,000円	冬休み12月 1,000円	別途1日につき400円	－
				土曜日 振替休業日 長期休業日	8:00 ～ 18:00				夏休み7月 4,000円	冬休み1月 2,000円		
									夏休み8月 10,000円	春休み3月 2,000円		

※上記料金の他、おやつ代を徴収させていただいております。

※月額利用料金については、利用の有無にかかわらず定額となります。ただし、通年利用で月途中の入退会に限り日割り計算します。

※開所時間、利用料金は現時点のもので、今後変更となる場合があります。